

「神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例（仮称）」骨子案

1 目的

青少年の喫煙や飲酒の防止に関して、県、保護者、事業者及び県民の責務を明らかにします。

青少年の喫煙や飲酒の防止に関する施策について、必要な事項を定めることにより、青少年の喫煙及び飲酒を防止するための社会環境を整備します。

2 年齢確認の取組の推進

たばこ又は酒類を販売又は提供する者は、青少年と思われる客がたばこ又は酒類の購入又は提供を依頼しようとするときは、年齢が確認できる証明書（例えば、運転免許証、保険証、学生証など）により、年齢を確認しなければなりません。

3 自動販売機対策の推進

たばこ又は酒類の自動販売機を設置又は管理する者は、自動販売機によりたばこ又は酒類を買おうとする客の年齢確認が可能な一定の装置を自動販売機に付加し、青少年がたばこ又は酒類を買えないようにしなければなりません。

4 青少年に対する勧誘助長行為の禁止

誰でも青少年に対し、喫煙や飲酒を勧めたり、喫煙や飲酒をするための場所を与えたりしてはなりません。

誰でも青少年に対し、むやみやたらに、たばこや酒類を買うことを依頼してはなりません。

5 県、保護者、事業者、県民による一体的取組の推進

県は、青少年の喫煙や飲酒の防止のための社会環境の整備に関して、総合的な施策を実施します。

県は、青少年の喫煙や飲酒の防止のための社会環境の整備に関する施策を実施するに当たっては、市町村、学校、警察その他関係機関や関係団体と連携・協力して取り組むよう努めます。

保護者は、ご自分のお子さんが喫煙や飲酒をしないための目配りや注意などを行うよう努めていただきます。

たばこ又は酒類を販売又は提供する者は、青少年にとってたばこや酒類を入手することができない社会環境を目指し、自ら取り組むよう努めていただきます。

たばこ又は酒類を販売又は提供する者は、県が実施する青少年の喫煙や飲酒の防止の施策に協力するよう努めていただきます。

県民は、青少年が喫煙及び飲酒をしないよう教えたり、注意したりするなどの声かけをするよう努めていただきます。

県民は、県が実施する青少年の喫煙及び飲酒の防止の施策に協力するよう努めていただきます。

6 実効性を高めるための取組み

県は、たばこ又は酒類の購入者に対して年齢確認が実施されているか、又は自動販売機に年齢確認機能が付加されているかの状況を調査することができます。

県は、この調査の結果を踏まえ、たばこ又は酒類を販売又は提供する者に必要な指導又は勧告をすることができます。